

三 原 市

大規模地震時の 業務継続計画

平成 29 年 9 月

三原市

目 次

1	業務継続計画の基本的な考え方	
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	目的	1
(3)	計画の方針	2
(4)	計画の範囲	3
2	前提とする被害想定	
(1)	想定災害	4
(2)	被害想定	4
3	非常時優先業務	
(1)	業務区分	6
(2)	開始目標時間	6
(3)	非常時優先業務一覧	6
4	業務継続のための体制の整備	
(1)	業務継続体制の発動基準	8
(2)	災害対策本部の設置	8
(3)	市長不在時の明確な代行順位	8
(4)	職員の参集予測	8
5	業務継続計画のための執務環境の整備	
(1)	建物	10
(2)	電力	12
(3)	通信	12
(4)	情報システム	13
(5)	上下水道	14
(6)	飲料水・食料・毛布	15
(7)	執務室	15
(8)	消耗品等（コピー用紙，トナー・インク等）	15
(9)	その他の物品，用品等	15
6	問題点・課題に対する今後の全庁的な対策	16
7	その他の非常対応	
(1)	来庁者への対応	19
(2)	帰宅困難者等への対応	19

8 今後の取組み

- (1) 訓練等の実施 20
- (2) 国・県等との連携 20
- (3) 計画の見直し 20

1 業務継続計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、過去、東南海・南海地震や安芸灘・伊予灘を震源とする地震が繰り返し発生しており、平成 13 年に発生した芸予地震では、市内で負傷者 35 名、家屋の被害 139 棟の被害をもたらした。

近年では、南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生確率が高まっており、それに伴う津波の被害も想定されている。

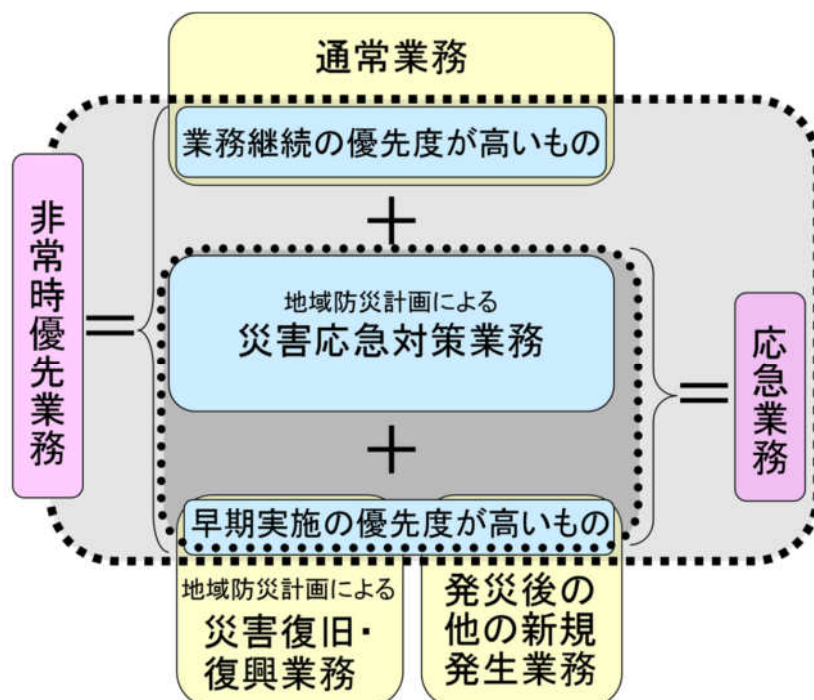
また、長者ヶ原一芳井断層など大規模な地震の震源となりうる活断層が確認されている一方、平成 12 年に発生した鳥取県西部地震や平成 19 年の能登半島地震のように、活断層が認められていない地域での大規模な地震の可能性もある。

このように、発生 of 切迫性が高まっており、いつ起こるか分からない大規模災害における業務の遂行に必要な体制の整備及び業務資源等の確保を目的として、「業務継続計画」（以下「計画」という）を策定する。

(2) 目的

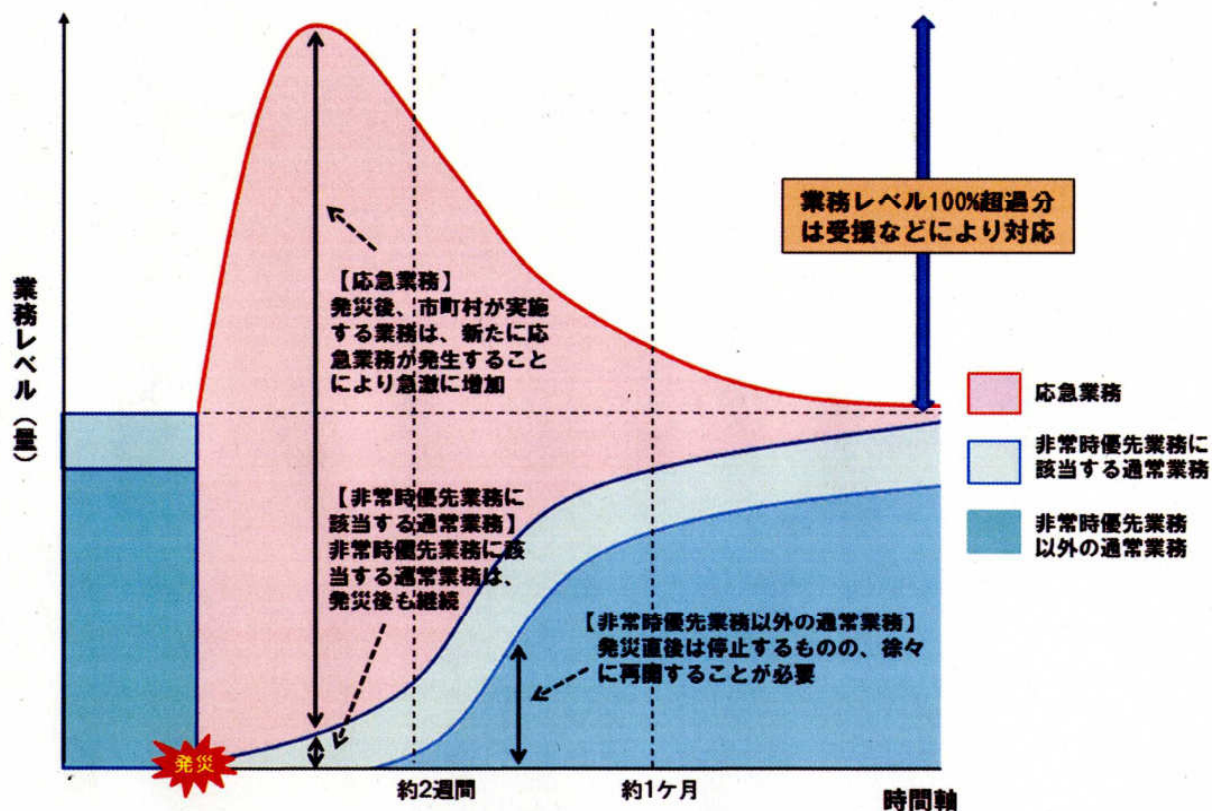
大規模災害発生時には、『「地域防災計画に基づく応急対策業務・災害復旧業務」及び、対応が遅れると市民の生命・身体・財産に重大な損失・影響を与える「最低限継続すべき通常業務」』（以下「非常時優先業務」という）に限られた業務資源（ヒト、モノ等）を集中することで、早期の復旧を図る。

【参考】非常時優先業務のイメージ



（出典：内閣府 市町村のための業務継続計画作成ガイド）

【参考例】災害発生後に市が実施する業務の推移



(出典：内閣府 市町村のための業務継続計画作成ガイド)

(3) 計画の方針

市民及び市の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある災害に対し、市が機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討し、実施していく。

○基本方針

- ① 大規模災害から市民等の生命・身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ② 市内の社会経済活動機能の維持・早期復旧に努める。
- ③ 業務継続のために必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

また、業務継続のための必要な体制として、次の対応方針に基づき非常時優先業務を実施する。

○対応方針

- ① 大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施する。なかでも、災害対応業務は最優先で実施する。
- ② 通常業務は原則として休止する。ただし、業務継続の優先度の高い業務（優先業務）は、発災直後においても継続して実施し、その他の通常業務は、応急対策、災害復旧の経過に伴い、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人的・物的資源の配分は、全庁横断的に調整する。

(4) 計画の範囲

本計画が対象とする範囲は、市長部局、教育委員会、水道部、消防本部（消防署）、会計室、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局とする。

なお、広島県等への派遣職員については除く。

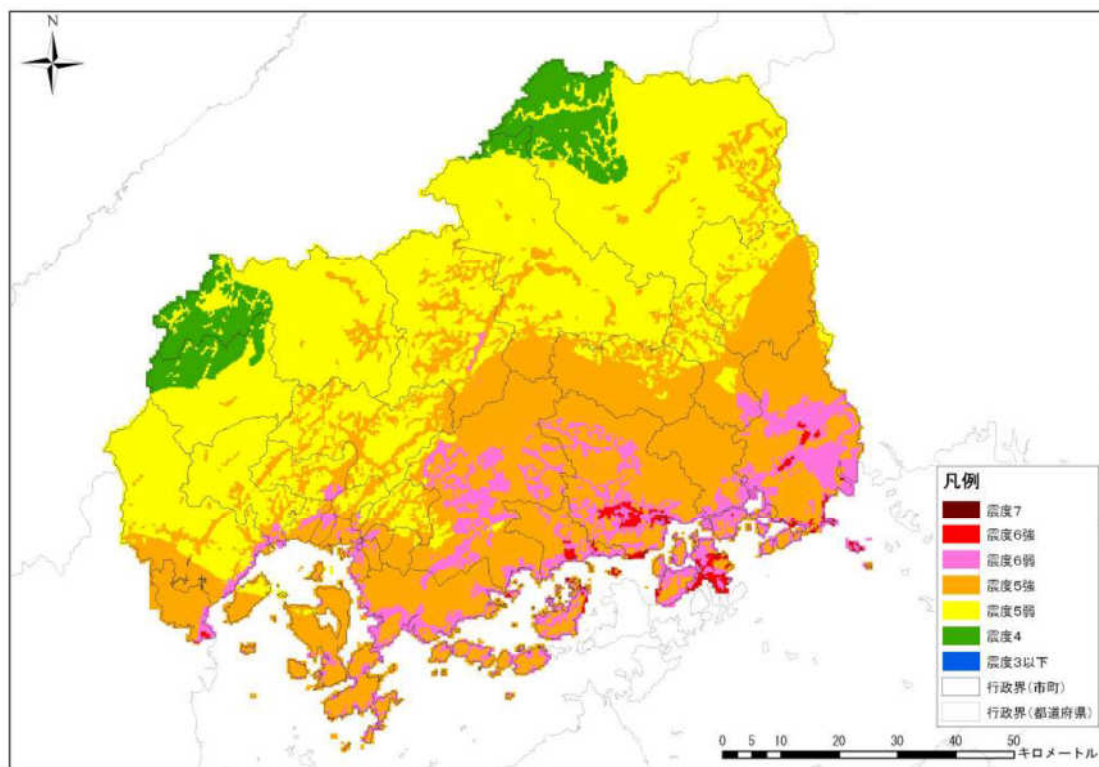
2 前提とする被害想定

(1) 想定災害

各種災害の中でも、被害が最も大きくなると予想されている南海トラフ巨大地震（M9.0）を想定とする。被害想定は、広島県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 10 月）、広島県津波浸水想定（平成 25 年 5 月）を用いるものとする。

(2) 被害想定

ア 南海トラフ巨大地震の震度分布（広島県地震被害想定調査報告書）



（震度分布を 250m×250mメッシュ単位で想定。）

イ 被害想定結果（広島県地震被害想定調査報告書，広島県津波浸水想定）

想定項目			被害量
地震動・液状化	震度 6 強以上	エリア面積	市全面積の 5.0%
	震度 6 弱のエリア面積		市全面積の 25.4%
	震度 5 強のエリア面積		市全面積の 69.6%
	液状化危険度がかなり高い，極めて高い面積（PL>15）		市全面積の 5.4%
津波	最高津波水位		3.2m
	到達時間（最大波）		332 分
	浸水面積（1 cm 以上）		712ha
建物被害※1	全壊棟数		5,242 棟
	半壊棟数		15,799 棟
	焼失棟数		18 棟
人的被害※1	死者数		1,044 人
	負傷者数		2,558 人
	重傷者数（負傷者の内数）		381 人
ライフライン施設被害※2	上水道 断水人口（直後）		86,539 人
	下水道 支障人口（直後）		20,030 人
	電力 停電軒数（直後）		6,056 軒
	通信 固定電話不通回線数（直後）		3,766 回線
交通施設被害※2	道路	直轄国道（箇所）	11 箇所
		国道以外（箇所）	125 箇所
	鉄道	新幹線（箇所）	11 箇所
		在来線等（箇所）	88 箇所
生活支障※2	避難者数（当日・1 日後）	避難所避難者	14,253 人
		避難行動要支援者※3	2,913 人
		避難所外	7,865 人
	帰宅困難者※4	帰宅困難者	5,602 人
		滞留者	6,455 人
	物資需要量（当日・1 日後）	食糧	51,310 食
		飲料水	259,617ℓ
		毛布	28,505 枚
		トイレ	314 基
	災害廃棄物発生量	可燃物	9 万 t
		不燃物	29 万 t
経済被害※2	直接被害（民間，準公共，公共）		4,718 億円

※1 「冬 深夜 風速 11m/s」を想定したケース。

※2 「冬 18 時 風速 11m/s」を想定したケース。

※3 避難行動要支援者は，避難所避難者の内数。

※4 帰宅困難者は，昼 12 時の時間帯を想定している。

3 非常時優先業務

(1) 業務区分

非常時優先業務について、次のとおり区分する。

業務区分	定義と基準
災害対応業務	○災害によって、新たに発生する業務。
優先業務	○最低限の市民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより市民生活に重大な影響を与えることから、継続が必要な業務。 ○業務を中断することが著しい法令違反となる業務。 ○継続すべき業務を行う環境を維持するための管理業務。

(2) 開始目標時間

被害の拡大防止や市民の生命・身体・財産や社会機能への影響を最小限にとどめるため、非常時優先業務の開始目標時間を設定した。開始目標時間の区分は、発災後「3時間以内」、「1日以内」、「3日以内」、「2週間以内」とした。

(3) 非常時優先業務一覧

主な非常時優先業務及び開始目標時間については、次表のとおりである。

	非常時優先業務			
	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内
活動体制	○災害対策本部の設置 ○被害情報の収集・伝達・報告 ○応急対策要員の確保 ○職員の安否確認 ○庁舎、避難所等安全確認			○職員の健康管理
情報通信	○通信の確保、維持運営			
広報	○地域住民への広報 ○国、県、他地方公共団体への周知 ○報道機関への広報			
応援要請	○応援要請（国、県、他地方公共団体、自衛隊、緊急援助隊、DMAT等） ○受入体制の準備	○派遣部隊の受入れ調整		

救助・ 救急活動	○消防活動の実施 ○救助・救急活動の実施			
二次災害 防止	○避難勧告及び避難指 示の決定	○警戒区域の設定		
医療	○災害拠点病院との連 絡調整	○救護所の設置 ○被災者の健康管理 等		
保健衛生 ・防疫		○火葬許可 ○仮設トイレの設置	○災害廃棄物の処理	
生活・福祉			○住民サービス業務	
避難収容	○避難所の設置、運営 ○来庁者への対応	○避難所への備蓄品 の配付	○物資、食料等の受 入と配付（避難所 以外も）	
建築・住宅	○市庁舎の応急危険度 判定	○重要施設の応急危 険度判定	○一般住宅の応急危 険度判定	
上下水道	○上下水道施設の被害 調査及び応急対策	○飲料水の確保及び 供給		
道路・河川等	○被害状況の調査及び 応急対策			
文化・教育	○児童生徒等の安全確 保			○教育再開（準備 含む）
施設	○所管施設の被害状況 の調査及び応急対策			

（参考）主な休止業務	
○施策の企画に関すること。 ○普及啓発に関すること。 ○定例的な調査に関すること。 ○職員の研修に関すること。 ○危機事案の訓練に関すること。 ○国際交流に関すること。 ○統計調査に関すること。	○公共施設の運営に関すること。 ○企業誘致に関すること。 ○観光振興に関すること。 ○公共事業の執行に関すること。 ○工事の検査に関すること。 ○監査に関すること。

（上記の業務であっても、災害対応に関する業務及び緊急性を有する業務は実施する。）

4 業務継続のための体制の整備

(1) 業務継続体制の発動基準

大規模地震の発生等により、市域に甚大な被害が生じた場合には、地域防災計画に定める災害対策本部を設置し、災害対策本部長の宣言によって本計画に基づく業務継続体制を発動する。

(2) 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は、三原市災害対策行動要領の配備基準により、各職員の所属場所に参加し、配備体制をとる。なお、震度5強以上を観測したとき、大津波警報が発表されたときは全職員が参集する。

配備基準（三原市災害対策行動要領）

体制区分		本部名称	配備基準
注意体制	2次	—	○市内で震度4を観測したとき。
警戒体制	1次	災害警戒本部	○震度4の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき。
	2次		○市内で震度5弱を観測したとき。 ○広島県に津波警報が発表されたとき。
非常体制	1次	災害対策本部	○震度5弱の地震が発生し、かつ、災害が発生したとき。
	2次		○市内で震度5強以上を観測したとき。 ○広島県に大津波警報が発表されたとき。

(3) 市長不在時の明確な代行順位

重要な意思決定等に支障を生じないように、次のとおり市長の職務代行順位を定める。

- ① 第1順位の副市長
- ② 第2順位の副市長

※「市長の職務代理者に関する規則」による。

(4) 職員の参集予測

ア 参集対象職員数（平成29年4月1日現在）

898人	（備考） 広島県等への派遣職員等は除く。
------	-------------------------

イ 職員確保（執務時間外の被災）

執務時間外に大規模地震が発生した場合、確実に参集可能な職員数を時系列で把握するために、徒歩参集を前提として参集不能や遅延に係る条件等を設定し、職員の居住地の情報を踏まえて所属場所への参集予測を行った。なお、津波による浸水状況により参集が困難な場

合も想定される。自宅から勤務地への参集が困難な状況で、支所等への参集が可能な場合は、支所等への参集も可とする。

(7) 職員参集の想定条件

- 歩行速度は、時速4kmとする。
- 発災後、出発までの準備や家族の安否確認等の時間を考慮して、出発までの時間は30分とする。
- 勤務地まで10km圏内に居住する職員は、3時間以内に参集可能と想定する。
- 勤務地まで10kmから20km圏内に居住する職員は、1日以内に参集可能と想定する。
- 勤務地まで20km以上の職員は、公共交通機関の利用が可能と想定される3日以内に参集可能と想定する。
- 発災後3日以内は、家族の死亡、本人及び家族の負傷、救助の必要、家屋の全壊等により参集困難な職員が発生すると想定する。
- 発災後2週間以内は本人の負傷により参集困難な職員が発生すると想定する。
- 発災後1ヶ月以内は本人の重傷により参集困難な職員が発生すると想定する。
- 死亡により参集不可能な職員が発生すると想定する。

(4) 想定結果

条件設定 (参集対象職員数 898 人)	参集困難の期間				
	3 時間 以内	1 日 以内	3 日 以内	2 週間 以内	1 ヶ月 以内
参集困難職員数 (人)	554	366	168	31	12
参集職員数 (人)	344	532	730	867	886
参集職員割合	38.3%	59.2%	81.3%	96.5%	98.7%

この結果から、発災後3時間以内で344人、1日以内で532人の職員が参集すると予想される。南海トラフ巨大地震が発生した場合、14,000人以上の避難所生活者が想定される。収容する避難所の運営には多くの人員が必要なことから、職員が不足することが考えられる。

また、管理職が参集できない場合においては、指揮命令系統の混乱の恐れがある。

一方、長時間勤務など職員への過度な負担が生じ、職員の健康への影響も懸念される。

ウ 職員確保（執務時間内の被災）

本庁舎及び本郷支所で想定される震度は6強であり、建物被害や執務室の什器の転倒等による負傷で、業務に従事困難となる職員が発生する可能性がある。

5 業務継続のための執務環境の整備

(1) 建物

ア 現時点の状況

現時点の庁舎の耐震状況について、次ページの施設の利用可否に係る想定手法に基づき、大規模地震発生時の庁舎の利用可否の判定を行った。

庁舎名	建築年月 (増築)	構造	地上 階	地下 階	耐震 ランク	想定 震度	利用 判定	【参考】 浸水可能性
本庁舎	昭和 40. 4	R C	5	1	D	6 強	×	あり
ゆめきやりあセンター	平成 14. 3	S R C	2	－	A	6 強	○	なし
総合保健福祉センター・城町庁舎（ペアシティ三原西館）※	昭和 56. 3	S R C, R C	7	－	A	6 弱	○	あり
円一町庁舎	昭和 52. 12	R C	3	－	C	6 強	×	あり
本郷支所	昭和 43. 11	R C	3	－	C	6 強	×	なし
本郷支所別館	平成 6. 3	S	2	－	A	6 強	○	なし
本郷生涯学習センター	平成 16. 11	R C	3	－	A	6 強	○	なし
本郷保健福祉センター	昭和 62. 2	R C	1	－	A	6 強	○	なし
久井支所	昭和 54. 12	R C	2	－	B	5 強	○	なし
大和支所	平成 5. 10	S R C	3	－	A	5 強	○	なし
消防本部庁舎	平成 29. 8	R C	3	－	A	6 強	○	なし
西部分署	昭和 56. 7 (平成 5. 1)	R C	2	－	B	6 強	△	なし
北部分署	昭和 63. 8 (平成 6. 3)	R C	2	－	A	5 強	○	なし
水道部庁舎	平成 16. 3	R C	2	－	A	5 強	○	なし
環境管理課事務所	昭和 54. 6	R C	2	－	B	6 強	△	あり
中央公民館	昭和 57. 3	R C	3	－	A	6 強	○	あり
リージョンプラザ	昭和 59. 5	R C, S R C, S	3	1	A	6 強	○	あり

※総合保健福祉センター・城町庁舎（ペアシティ三原西館）は、耐震工事後の判定見込みを記載。

【参考 大規模地震発生時における施設の利用可否に係る想定手法】

1 耐震ランクの判定

構造区分	竣工年（昭和）				
	～44	45～49	50～53	54～56	57～
S R C（鉄骨鉄筋コンクリート造）	A				
R C（鉄筋コンクリート造）	D	C		B	A
S（鉄骨造）	D		B		A
木造・その他	D				B

2 施設利用の判定

(1) 評価

震度 耐震ランク	6強～	6弱	5強	5弱	～4
A	○	○	○	○	○
B	△	○	○	○	○
C	×	△	○	○	○
D	×	×	△	○	○

(2) 利用可能性の判定

評価	利用判定
○	利用可能
△	概ね利用可能であるが一部利用に制限が生じる可能性がある。
×	機能支障をきたす可能性がある。

（広島県地震被害想定調査報告書の手法を基に判定。）

イ 使用に支障が生じる可能性のある庁舎の代替候補施設

施設耐震状況から、使用に支障が生じる可能性のある庁舎の代替候補として、次の施設を選定する。

庁舎名	代替施設名	構造	耐・免震	想定震度	完成年月	備考
本庁舎	消防本部庁舎	RC	有	6強	平成 29. 8	
	ゆめきやりあセンター	SRC	有	6強	平成 14. 3	
	総合保健福祉センター・城町庁舎（ペアシティ三原西館）	SRC, RC	有	6弱	昭和 56. 3	耐震補強工事予定
	水道部庁舎	RC	有	5強	平成 16. 3	
本郷支所	本郷生涯学習センター	RC	有	6強	平成 16. 11	
	本郷保健福祉センター	RC	有	6強	昭和 62. 2	

ウ その他

新庁舎の建設完了予定は次のとおりである。

庁舎名	建設完了予定年度
本庁舎	平成 31 年度

(2) 電力

電力施設等現況数量及び停電軒数（広島県地震被害想定調査報告書）

電柱本数 (本)	電灯軒数（軒）			配電線延長 (km)	停電軒数
	架空	地下	計		
31,815	80,099	1,087	81,186	1,897	6,056

想定される最大震度 6 強の揺れ、火災、津波による電柱被害が発生し、停電となる可能性がある。また、各庁舎においても、主要な変電所が被害を受けた場合はもとより、高架線が主なことから、高架線付近のビル倒壊や看板落下等の外力によっても被害が発生し停電になる可能性がある。

電柱及び高架線の被害は 3 日から 1 週間での復旧が見込まれるが、変電所、変電所への主要な高架線及び鉄塔が被害を受けた場合は、復旧に時間がかかる見込みである。

停電した場合、本庁舎及び各支所には大規模な電力を賄える自家発電設備がなく、業務の実施に必要な電力を確保できないことが見込まれるため、非常用発電機の整備が必要である。

非常用発電機の設置状況

設置場所	設置方法	燃料	容量	発電機出力	容量連続使用可能時間	供給範囲	台数
本庁舎	移動	ガソリン	14ℓ	5.5kVA	約 4.2 時間	第 3・4 会議室	2 台
	移動	カセットガス	250 g × 2	900VA	約 1.1 時間		2 台
本郷支所	移動	軽油	15ℓ	2.5kVA	約 12 時間	執務室	1 台
久井支所	移動	軽油	15ℓ	2.5kVA	約 12 時間	執務室	1 台
大和支所	移動	軽油	15ℓ	2.5kVA	約 12 時間	執務室	1 台
消防本部庁舎	据付	軽油	5,950ℓ	194.7kVA	約 100 時間	消防本部庁舎	1 台
リージョンプラザ	据付	軽油	40ℓ（備蓄 60ℓ）	150kVA	約 7.5 時間	サーバ室	1 台

(3) 通信

ア 固定電話・FAX

通信施設現況数量及び不通回線数（広島県地震被害想定調査報告書）

電柱本数（本）	回線数（回線）	不通回線（回線）
15,422	46,372	3,766

想定地震における被害は、市内で 3,766 回線の不通が想定される。本庁舎は引き込み線が被災しにくい地下ケーブルを経由しているため、本庁舎周辺で想定される震度 6 強の揺れに対しては、NTT 回線が不通となる可能性は非常に低い。

ただし、NTT 回線が利用可能な場合でも、発災後しばらくの期間は輻輳により電話がつながりにくくなるため、災害時優先電話以外の電話は利用に支障が生じる。

一方、N T T回線の外部からの引き込み口、主配線盤、構内交換機及び交換室等の電話設備に支障をきたす場合は、本庁舎の全ての電話（災害時優先電話、一般の電話、内線電話）・F A Xが利用できなくなる。

施設に被害がなく停電のみの時には、無停電電源装置があるため、電源が遮断された場合でも3時間は利用が可能である。または100Vの自家発電機にコンセントを付け替えることで使用が可能になる。円一庁舎においては、リージョンプラザに交換機がある。停電のため、電話交換機が使用不能となった場合、電話交換機を通さずに通話可能な回線を利用することとなる。また電話線の切断等により通話できなくなった場合は、携帯電話を活用することとなる。

現有する固定電話及び公衆電話

通信手段	回線数	備考
固定電話	54 回線(本庁舎 29, 本郷支所 9, 久井支所 8, 大和支所 8)	うち災害時優先電話回線 2 回線(本庁舎) F A X 14 台(本庁舎 11 台, 各支所 1 台)
公衆電話	3 回線	本庁舎 1 階, 久井支所 1 階, 大和支所駐車場

イ 携帯電話

携帯電話の回線が利用できなくなる可能性は低いですが、発災後しばらくの期間は輻輳のため通信規制を受けることから、優先電話以外の携帯電話はかかりにくくなる。

一方で、携帯電話による電子メールは輻輳しにくいことから、遅延の発生があるものの利用できる可能性は高い。

衛星携帯電話は災害の影響を受けることがなく、また、契約数等の状況から輻輳する可能性も低く平常時と同じように利用できる可能性が高い。

なお、衛星携帯電話から通常の携帯電話にかける場合は、一般の電波塔を使用するため輻輳する可能性がある。

現有する携帯電話

通信手段	回線数	備考
携帯電話	37 回線（契約数）	うち衛星携帯電話 4 台(本庁舎, 各支所) うち災害対策用携帯電話 15 台

(4) 情報システム

情報システムは、市の業務遂行に当たって必要不可欠なインフラであり、被害を受けた場合は最優先に復旧すべきである。災害時に本庁舎及びその他施設が被害を受けるような想定を超える地震においても、情報システムの被害は最小限に抑えなければならない。

庁内で業務に利用されている情報システムは、大別すれば基幹業務系、グループウェア系、個別システムの3種類がある。これらの情報システムは、庁内のサーバ室や外部のデータセンタにサーバを設置し、庁内L A N等を経由して、各職員が所属の端末（パソコン）で利用している。

災害・障害対策は、庁内サーバ室の自家発電設備の設置や、サーバのバックアップを行って。特に、基幹業務系システムは、クラウドサービスを利用し、複数の外部データセンタでミ

ラーリングによるバックアップを行っている。その他のシステムについても、遠隔地で自動バックアップや媒体によるバックアップを行っている。

ただし、ネットワークの断線やサーバ等に障害が起こった場合は、情報システムが長期にわたり使用不能となる。例えば、サーバ内に構築された業務データベースは使用不能になるほか、インターネット利用、電子メール、ホームページの閲覧、複合機での印刷等もできなくなる。

災害発生時は、災害対策本部が使用する基盤的な情報システム及びインターネット接続を最優先に早期復旧を図る。

(5) 上下水道

ア 上水道

上水道埋設管等現況数量及び断水人口（広島県地震被害想定調査報告書）

埋設管路延長（km）			浄水場 （箇所）	給水人口 （人）	断水人口 （人）
C I P・V P等	D I P	計			
355	534	889	4	90,207	86,539

※C I P：普通铸铁管，V P：塩化ビニル管，D I P：ダクタイル铸铁管

県地震被害想定では、発災から1日後の本市の断水率は75%以上から100%であり、市内で86,539人の断水人口が想定される。各庁舎においても水道設備の被災が予想され、断水した場合、飲用やトイレ用の水の確保が困難となる。また庁舎が災害により停電した場合、給水ポンプが停止するため、高架水槽に貯水されている水のための給水となる。

各庁舎における高架水槽・受水槽の設置状況

設置場所	受水槽等	容量	給水栓	減菌装置等	配水範囲	備考
本庁舎	高架水槽	8,000ℓ	無	無	本庁舎	常時貯水量 7割程度
	受水槽	12,000ℓ	無	無		
本郷支所	高架水槽	3,000ℓ	無	無	本郷支所	飲料不可 （トイレ用）
久井支所	高架水槽	○久井支所 4,000ℓ ○改善センター 3,000ℓ	無	有	久井支所， 改善センター， 久井公民館， 情報センター	
	受水槽	18,000ℓ	無	有		
大和支所	高架水槽	7,000ℓ	無	無	大和支所	
	受水槽	36,000ℓ	無	無	大和支所， 大和文化センター	
消防本部庁舎	受水槽	12,000ℓ	有	有	消防本部庁舎	
	貯湯槽	5,640ℓ	有	無		

管路の耐震化については、老朽管は、更新の優先度を調査のうえ計画的に更新を図り、新設管路は、耐震管を使用していくこととしている。なお、災害時の対応として、配水地に緊急遮断弁を設置するなどにより、飲料水確保を図る。また、送水管、配水管等をループ化し、バックアップや復旧作業用水の確保につとめている。（三原市水道事業後期基本計画，三原市水道部危機管理計画）

イ 下水道

下水道埋設管等現況数量及び支障人口（広島県地震被害想定調査報告書）

埋設管渠延長（km）			浄化施設 （箇所）	処理人口 （人）	支障人口 （人）
塩ビ管等	その他管	計			
185	32	217	5	39,044	20,030

県地震被害想定では、発災から1日後の本市の下水道支障率は50%以上から75%未満であり、20,030人の支障人口が想定される。「三原市下水道総合地震対策計画」等により防災・減災化を進めているが、耐震化されていない施設において、管路は管体のクラックや継手部のズレ、液状化発生箇所では管渠の蛇行、抜け出し、不等沈下の発生が予想され、処理場・ポンプ場では構造部に大きなひび割れ等の被害が発生すると予想される。庁舎においても下水道（トイレ等）が利用できない可能性があるため、非常用トイレ等の配備が必要である。

(6) 飲料水・食料・毛布

業務を遂行する職員用の飲料水、食料、毛布の備蓄は行っていないため、外部から調達するなど、確保する必要がある。

(7) 執務室

執務室等における地震対策としては、什器の固定、設置物の落下防止等の処置がしてあるものの、什器の転倒、ガラスの飛散、天井の剥離・落下等の可能性がある。庁舎の構造体等が損傷した場合、執務場所として利用できない可能性がある。

※新建築基準となった昭和57年以前の建築物については構造体等への損傷が予想される。

(8) 消耗品等（コピー用紙、トナー・インク等）

災害時に備蓄が少ない場合、初動期においてコピー用紙、トナー等の事務用品が不足する可能性があるため、災害を意識した在庫管理をする必要がある。

(9) その他の物品、用品等

発災による障害や、物流が停止した場合には業務遂行に必要な資機材及び用品の調達が困難となるため、業務遂行に必要な資機材や用品を確保しなければならない。

6 問題点・課題に対する今後の全庁的な対策

非常時優先業務の遂行に向けた現状・課題について、今後対策を進めていく。

必要資源	現状・課題	対策	担当
人員	○職員の安否確認が困難となる。	○職員の安否確認, 状況の把握を確実に 行うため, 確認手順や統一した報告 様式を作成しておくなど確認体制 の確立を図る。	○職員課
	○職員の被災により参集が 困難になる。	○参集困難者の発生時にも指揮命令 系統を確保するため, 職務代行者を あらかじめ設定しておく。 ○自宅の耐震化, 家具の固定, 家族会 議による避難場所や連絡方法の確 認等, 職員自身の防災対策の促進を 図る。	○全課
	○登庁困難な職員がいるた め非常時優先業務遂行に 支障が出るおそれがあ る。	○担当職員が登庁困難となった場合 等に備え, 業務内容の共有化を行 い, 担当職員以外の職員が円滑に当 該業務を実施できるように各所属 で準備しておく。 ○他都市や関係団体, ボランティアか らの応援を受ける業務を明確化し, 災害対応マニュアル等に反映する。 ○再任用職員, 非常勤職員及び臨時的 任用職員等が, 非常時優先業務に従 事できる体制を構築する ○避難所の設置運営に関し, 自主防災 組織等との協力体制を構築すると ともに災害対応マニュアルに反映 する。	○全課
	○災害対応が長期にわたる 場合, 職員の健康状態が 悪化するおそれがある。	○心身ともに過酷な業務が想定され るため, 休養時間等を検討するとと もに交替勤務体制の確立を図る。 ○健康管理の推進体制を検討し, 確立 する。	○全課 ○職員課

建物	○使用できない施設が発生するおそれがある。	○代替施設を使用するに当たり、業務実施場所の移転に関し、必要な事項を定めておく。（作業スペース、パソコン等の準備等） ○発災直後の庁舎の応急危険度判定体制を確立する。	○危機管理課 ○建築課 ○建築指導課
電力	○非常用発電機の燃料が不足するおそれがある。 ○非常用発電機の整備が十分でない。	○災害協力協定を活用し、燃料を確保する。 ○電気機器の消費電力を把握し使用機器の優先順位を定める。 ○非常用電源の3日分の燃料を確保する。 ○協力業者等から発電機を確保する。 ○現在施工中の新庁舎建設工事において、非常用発電設備を整備する。（平成31年度完成予定）	○危機管理課 ○危機管理課 ○総務広報課（本庁）
通信	○発災後に電話が不通若しくは輻輳のため通信規制を受けるおそれがある。 ○市施設の機器回線の障害による不通、電話線の切断が発生するおそれがある。	○衛星携帯電話等の追加導入を検討する。 ○協定団体に依頼し、早期の復旧を図る。	○危機管理課 ○総務広報課（本庁） ○関係各課 ○危機管理課
情報システム	○情報システムに支障が出るおそれがある。	○業務の基幹となる情報システムについては、優先順位を設けて、順次復旧する。（優先的に復旧する情報システムについては、対策本部が応急業務を行うために要するものを優先的に復旧するとともに、電子メール、市ホームページ等の連絡及び情報発信手段を復旧させる。） ○各所属が所管する情報システムについては、復旧あるいは代替手段のいずれが適当かを判断する。各情報システム管理者である所属は、それぞれが管理する情報システムの設備や機能を復旧する。システムの保守業者等に対して、要員の派遣及	○関係各課 ○情報推進課

		び復旧を要請するとともに、復旧や機器の廃棄等に伴う情報漏えいを防止するために、注意を喚起する。	
上下水道	○断水時・停電時の水洗トイレの使用によって、飲料水の確保ができなくなるおそれがある。	○飲料水を確保するため、断水時・停電時に水洗トイレの使用を中止することができるよう、職員用の災害用トイレセットの導入を進める。	○危機管理課
飲料水 ・ 食料 ・ 毛布	○業務を遂行する職員用の食料、飲料水、毛布等が必要となる。	○災害時優先業務に従事する職員のための備蓄について検討する。 ○職員は各自で最低限必要な物資の備蓄に努める。	○危機管理課 ○全課
執務室	○什器の転倒等のおそれがある。	○庁舎内に設置してある書類棚等什器の転倒による職員や来庁者の負傷防止や、執務空間の確保を図るため、什器の固定及び転倒防止対策を行う。	○全課
消耗品等	○コピー用紙・トナー等の事務用品が不足するおそれがある。	○非常時優先業務に必要な消耗品については、常時1ヶ月分以上となるよう在庫の確保、保管スペースの確保、必要に応じた保管場所の分散に努める。	○管財課
その他の物品、用品等	○業務遂行に必要な資機材及び用品の調達が困難となるおそれがある。	○協力機関等からの調達を検討する。 ○事前に備蓄しておく。	○関係各課 ○全課

7 その他の非常対応

その他非常時の対応として、災害時の来庁者への対応と帰宅困難者等への対応がある。

(1) 来庁者への対応

課題	対応	担当課
○勤務時間内の災害発生において、来庁者の負傷への対応や適切な避難の対応が必要となる。	○安全な場所へと誘導し、被害状況が分かるまでの一時待機等に対応する。	○総務広報課（本庁） ○関係各課

(2) 帰宅困難者等への対応

課題	対応	担当課
○帰宅困難者等への対応が必要となる。	○交通機関や道路の運行状況等の情報を発信するとともに、公共機関の事業者等と連携し、避難に関する情報提供を行う。	○関係各課 ○危機管理課

8 今後の取組み

(1) 訓練等の実施

職員一人ひとりが、災害時に与えられる役割や施設等の資源制約について、平常時から理解できるようにするために、研修・訓練等を通して職員個人の能力を向上させるとともに、組織的な対応力の向上を図っていく必要がある。

(2) 国・県等との連携

大規模地震発生時において、本計画を効果的に機能させるためには、国・県・その他関係機関との連携が必要不可欠であるため、災害時に必要な情報を共有化する体制の整備を行う。

(3) 計画の見直し

計画の実効性を確保するために、日々の業務や防災対策で明らかとなる新たな課題の発見に努め、課題に対応する計画の見直しを適宜行う。